

第1 評価の対象とした政策等

1 評価の対象とした政策

本政策評価においては、死因究明等の推進に関する法律（平成24年法律第33号。以下「旧推進法」という。）に基づき策定された「死因究明等推進計画」（平成26年6月13日閣議決定。以下「推進計画」という。）において各府省が実施することとされている施策や、死因究明及び身元確認（以下「死因究明等」という。）の推進に向けた各種施策を評価の対象とした。

2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期

総務省行政評価局 評価監視官（内閣、総務等担当）

平成31年4月から令和3年3月まで

3 評価の観点

本政策評価は、死因究明等を更に推進する観点から、関係省庁及び関係機関における①推進計画に基づく取組及び②死因究明等の推進に向けた各種取組の実施状況を把握するとともに、当該取組の効果を検証し、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施したものである。

4 政策効果の把握の手法

(1) 実地調査の実施

関係省庁のほか、次表のとおり、都道府県、医学部を置く大学、関係団体等を対象として、死因究明等の推進に関する各種取組（死因究明等推進協議会（以下「地方協議会」という。）の開催状況、死因究明等に係る解剖等の実施状況、死因究明等に係る研修の実施状況、公衆衛生に関連した情報の活用など）について実地調査を行い、その内容や効果等を把握した。

表1 実地調査した都道府県、医学部を置く大学、関係団体等の数

調査対象	機関数	調査対象	機関数
都道府県（知事部局）（注1）	21 機関	都道府県（警察本部）（注2）	51 機関
医学部を置く大学	27 機関	監察医務機関（注3）	5 機関
都道府県医師会	19 機関	都道府県警察医会	15 機関
都道府県歯科医師会	20 機関	その他の機関	3 機関

（注）1 調査事項の一部のみを把握した1知事部局を含む。

2 北海道の方面本部を含む。

3 東京都監察医務院、大阪府監察医事務所及び兵庫県監察医務室、並びに愛知県死因調査研究会の監察医等が在籍する4大学のうち2大学を調査した。

(2) アンケート調査の実施

推進計画に基づく取組や死因究明等の推進に関する各種取組による効果等を把握するため、次表のとおり、都道府県、医学部を置く大学、医師（都道府県医師会又は郡市区医師会の役員）を対象に、それぞれアンケート調査を実施した。

具体的には、①地方協議会の開催状況等、②死因究明等に係る体制等、③死因究明等に係る各種取組の実績、④死因究明等に係る研修の実施状況等について実態把握を行った。

本アンケート調査の結果については、令和2年7月29日に公表（注1）し、同年9月11日に、死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号。以下「基本法」という。）に基づき設置

された死因究明等推進本部（本部長：厚生労働大臣）の下で、新たな死因究明等推進計画の案の作成に向けた検討を行う死因究明等推進計画検討会（第2回）において報告（注2）した。

（注1） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyoka02_020729.html 参照

（注2） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/shiinkyuumei_honbu.html 参照

なお、本アンケート調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査として実施したものである。

表2 アンケート調査の概要

調査対象	配布数	有効回答数	回答率
都道府県（注1）	47	47	100%
医学部を置く大学（注1）	81	77	95.1%
医師（都道府県医師会又は郡市区医師会の役員）（注2、3）	7,520	3,075 （注4）	40.9%

（注）1 当省が、調査対象機関に対して電子メールにより調査票を配布し、回収

2 当省から業務を委託した事業者が、調査対象に対して郵送により調査票を配布し、郵送、ファックス、電子メールにより回収

3 当該医師の年齢については、アンケート調査で年齢の回答があった2,946人のうち、20歳代及び30歳代が21人（0.7%）、40歳代及び50歳代が1,214人（41.2%）、60歳代及び70歳代が1,686人（57.2%）、80歳以上が25人（0.8%）であった。

4 このほか無効回答が13人あった。

5 調査対象機関等

(1) 調査対象機関

国家公安委員会・警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

(2) 関連調査等対象機関

内閣府、都道府県、医学部を置く国立・公立・私立大学、公益社団法人日本医師会、公益社団法人日本歯科医師会、関係団体等

6 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

本政策評価の企画立案及び取りまとめに当たって、次のとおり、政策評価審議会の審議に付し、本政策評価の全般に係る意見等を得た。

① 平成31年3月4日 政策評価計画

② 令和元年11月19日 調査の状況（政策評価の方向性）

なお、上記審議会の議事要旨及び議事録は総務省ホームページで公開している。

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyokashingikai_n/hyokashingikai.html)

7 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

当省が実施した実地調査及びアンケート調査結果のほか、主として次の資料を使用した。

① 死因究明等推進計画の推進状況（内閣府）

② 死因究明等の推進に関する事例集（内閣府）

③ 死因究明等推進計画検討会資料（現行計画：内閣府、新たな計画：厚生労働省）

④ 行政事業レビューシート（厚生労働省）